相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区東麻布一丁目一八番地、最後の住所千葉県松戸市高塚新田一二三番地の二高塚団地二街区七棟五〇八号室

被相続人　亡　木村　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

事務所千葉県松戸市松戸一一七六―四あいおいニッセイ同和損保松戸駅前ビル三階吉成総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市中根六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　倉持　吉孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

事務所千葉県松戸市本町一八―四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本麻里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区四郎丸字戸ノ内一〇番地の七、最後の住所千葉県松戸市北松戸二丁目一六番地の七サーパス北松戸四〇三号

被相続人　亡　狩野　精希

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

事務所千葉県松戸市松戸一三三六―七東風園ビル四階筒井綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鍋倉　征成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都足立区伊興本町二丁目二番一六号

被相続人　亡　松井俊篤こと　朴　昌允

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子

（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市柏町一丁目三五番地一、最後の住所東京都立川市柏町一丁目三五番地の一

被相続人　亡　新美　市郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階福澤法律事務所　相続財産管理人弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区堀ノ内二丁目二四三番地、最後の住所東京都杉並区堀ノ内二丁目三六番一六号

被相続人　亡　三浦　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋人形町一丁目四番地、最後の住所東京都足立区伊興三丁目七番一二―五〇六号　被相続人　亡　大村　欣司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ＮＦＴ―ＡＮＥＸ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿西一丁目二〇番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市大徳町五三七九番地の三　被相続人　亡　市岡　泰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

事務所東京都台東区東上野一丁目二〇番九号セリジェ・メゾン瀬上五〇一号室八峠剛一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八峠　剛一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東筑摩郡筑賀村四五〇番地、最後の住所不詳、不動産登記簿上の住所長野県松本市大字笹賀四五〇番地

被相続人　亡　上杉　勝登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

長野県松本市大字笹賀三〇三八番地一二一

相続財産管理人　丸山　幸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市篭屋一丁目九番地四五、最後の住所愛知県一宮市篭屋一丁目九番四五号

被相続人　亡　渡邉　一弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

愛知県名古屋市中区栄二丁目一一番七号伏見大島ビル二階上野綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　泰好

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市衣川三丁目一〇番、最後の住所滋賀県大津市衣川三丁目一〇番一九号

被相続人　亡　野間　雅美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

滋賀県大津市梅林一丁目二番一三号リンカーンビル五階琵琶湖法律事務所

相続財産管理人　弁護士　不破　俊之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区浜寺元町四丁四二〇番地、最後の住所大阪府堺市西区鳳北町六丁三四九番地木本文化　被相続人　亡　金子　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル五階

相続財産管理人弁護士　市川　裕子

第46期決算公告　平成24年3月27日

北海道中川郡池田町字西二条十一丁目1番地14

十勝ハンナン株式会社

代表取締役　浅田　充隆

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,463
	固定資産	214
	合計	1,677
負債及び純資産の部	流動負債	398
	固定負債	210
	資本金	1,070
	資本剰余金	100
	利益準備金	970
	その他利益剰余金	15
	（うち当期純利益）	955
	合計	(147)
		1,677